



2020年3月26日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 小河 義美
(コード番号 4202 東証 市場第一部)
問合せ先 事業支援センター
I R広報グループリーダー
廣川 正彦
TEL (03) 6711-8121

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値の向上および当社株主様の共同の利益を守るための取組みの一つとして、2006年5月10日開催の取締役会の決議によって当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入いたしました。その後、2008年6月26日開催の定時株主総会において初めて議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認をいただいて以降、有効期間である3年毎に定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で継続してまいりました（以下、現在継続中の対応方針を「本対応方針」といいます）。

本対応方針は本年6月開催の定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますが、当社グループを取り巻く経営環境が大きく変化していること、買収防衛策に関する近時の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、およびコーポレートガバナンス・コードの浸透といった状況も考慮した上で慎重に検討した結果、本対応方針の必要性は相対的に低下したと判断するに至ったため、本年6月開催の定時株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止することといたしました。

なお、当社は、本対応方針の有無に関わらず、2020年度から新たに始まる長期ビジョン、中期戦略の着実な遂行に注力することで株主様の共同の利益を確保し、中長期的な企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見を開示し、株主の皆様への検討のために必要な情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上